

令和2年5月28日

港区内で店舗・事務所等を  
賃貸されているオーナーの皆様へ

港 区 長

## 港区店舗等賃料助成金交付事業をご利用いただき 店舗・事務所等の賃料減額にご配慮をお願いいたします

港区では、新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少している区内事業者の事業継続を支援するため、令和2年6月1日から「港区店舗等賃料助成金交付事業」を開始いたします。

感染防止のため休業要請されている飲食店や、売上が減少している物販店などの賃借人に対して、テナントオーナーが賃料を減額した場合に、減額した賃料の二分の一（1か月当たり上限15万円、最大3か月分）をオーナーの皆様へ助成することで、区内の店舗等を賃貸しているテナントオーナーを支援するとともに、賃借人である店舗等の経営基盤の維持と支援に努めてまいります。

5月26日、東京都内においても緊急事態宣言が解除されましたが、東京都が発表した「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」においては段階的な緩和となっており、社会・経済活動への影響は未だ続いている状況です。長年にわたって港区内で営まれてきた店舗や事務所等、様々なテナントの事業活動にも大きな影響が出ております。

オーナー（賃貸人）の皆様におかれましては、現下の状況をご考慮いただき、テナント（賃借人）である区内事業者の事業継続の支援につなげるため、本制度をご利用いただき、テナント賃料の減額に特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

### 港区店舗等賃料助成金交付事業についての問合せ

港区産業・地域振興支援部産業振興課経営相談担当

港区芝公園一丁目5番25号

電話：03-3578-2459（直通）